

埼玉県障害福祉従事者処遇改善緊急支援事業補助金

1 補助金の概要

障害福祉分野の人材不足が厳しい状況にあるため、他職種と遜色のない処遇改善に向けて、令和8年度報酬改定の時期を待たず、人材流出を防ぐための緊急的対応として、賃上げの支援を行うことを目的とするもの。

2 補助対象施設・事業所

- 福祉・介護職員等処遇改善加算を取得し、取組を推進する(又は見込み)事業所
- 計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、障害児相談支援については処遇改善加算取得事業者に準ずる要件を満たす(又は見込み)事業所
ただし、下記は対象外となります。
 - ・ 令和8年4月以降に新規開設された障害福祉サービス事業所等
 - ・ 計画書の提出時点で廃止・休止となることが明らかになっている障害福祉サービス事業所等

3 申請期間

第2回目：令和8年3月16日（月）～令和8年4月17日（金）厳守

4 埼玉県障害福祉従事者処遇改善緊急支援事業補助金コールセンター

補助金の手続等に関するお問合せは県コールセンターにお願いいたします。
受付時間 9時～17時30分(土日祝日を除く)
電場番号 050-1746-6106

参考 県HP

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0605/syogukinkyu.html>